平成２３年（フ）第２１号
石川県七尾市矢田町マ部42番地２、従前の住所石川県羽咋市立開町ニ44番地２　エスポワールハイツ205号
債務者　千葉　克巳
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午後１時40分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第２２号
石川県七尾市矢田新町イ部51番地32　第一右近アパート３号
債務者　山下　憲夫
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午後１時50分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第１２０５号
横浜市港北区新横浜１丁目19番地10　ＦＩＳ新横浜512号、住民票上の住所横浜市港北区新横浜１丁目19番地10　ＦＩＳ横浜512号
債務者　浦田　勇仁
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３２１号
神奈川県海老名市上今泉３丁目２番４―309号
債務者　小曽根加代子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３８６号
横浜市戸塚区下倉田町1811番地６
債務者　松谷匡晃こと　朴　　匡晃
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月５日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３６４号
栃木県宇都宮市竹下町622番地33
債務者　徳豊三こと　トク・Ｄ・トヨゾウ
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午前９時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３６８号
栃木県さくら市卯の里２丁目23番地１
債務者　吉田　恭子
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午前９時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３８０号
栃木県下都賀郡壬生町大字安塚2003番地２　アップルハウスＤ棟101、前住所栃木県栃木市惣社町1174番地５
債務者　谷中　昌昭
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午前９時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３８２号
栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井987番地９　ハイツ杉田Ｈ
債務者　古谷　正仁
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午前９時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３８５号
栃木県日光市森友1515番地50
債務者　石川　則生
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午前９時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５５７号
東京都東村山市青葉町１丁目29番地43
債務者　秋元　欣也
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月11日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７０号
岡山県美作市田殿2921番地
債務者　仲子　　操
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月22日午後２時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第７３号
岡山県津山市西新町24番地
債務者　福井　康博
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月22日午後２時20分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第６４１号
東京都東久留米市八幡町３丁目15番４号
債務者　佐藤　　渉
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２８４号
静岡県袋井市下山梨129番地の１　ライラック　102号室、前住所東京都世田谷区太子堂４丁目30番12号　ベルフォーレ102
債務者　永井　隼人
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係